

○厚生労働省告示第三百五十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の1900から1912までの項中

らあり

ポルトンズ  
水和物、ポ  
リマリン、  
ビスニ  
アミン

を

らあり

ポルトンズ  
水和物、タ  
ンニン

ブ、レナリン、  
アミン、  
ポリマリン、  
ト乳酸塩

に改める。